高まる郷土の美化

屋外の広告物の規制で

静岡県では昭和三十九年四月一日から屋外広告物条例、同施行規則および制限区域、禁止区域の一部を改正しました。この条例の対象となる屋外広告物とは、私たちがまいにちみている道路や鉄道ぞいにある広告物、あるいは街のなかにある建物の壁面、または屋外にある広告物に表示されているものなどすべてをいいます。

広告物の表示や掲出にあたつてはかならず県知事の許可がひつようで、許可をうけたポスター類には県の発行する許可証を貼付しなければなりません。吉原地域の広告物の表示または掲出にあたつてはつぎの点に注意しましよう。

⊙ポスター類

四日以上表示するものは知事のはり紙許可をうけなければなりません。はり紙の許可期間は三十日以内となつています。

⊙広告を表示、掲出のできない物件

橋梁、街路樹および路傍樹、銅像、石像および記念碑、トンネル道路および鉄道のような壁や高架構造物、送電塔、送受信塔、照明塔および変圧器塔、道路標識、交通信号機、歩道柵および駒止、消火栓柱、火災報知機、望楼および警鐘台、郵便ポストおよび電話ボックス、ガスタンク、水道タンク、その他タンク類

⊙国鉄東海道新幹線の野立広告物の許可基準について

富士山のみえる神奈川県のさかいから、富士川町と蒲原町との境までは、富士山側は鉄道から二、五〇〇メートル、海岸側も鉄道から五〇〇メートルが禁止され、そのほか一級国道一号線全線は一〇〇メートルの区域が新しく禁止地域に指定されました。この新しい禁止地域には、一〇月一日から適用除外広告物以外はすべて広告物を表示または掲示することができません

これらは、いずれも美しい郷土づくりのためにとられる措置です。みなさんの協力をお願いいたします。

なお、内容の詳細については県土木部計画課および富士土木事務所におといあわせください。

自衛隊員から野営地の説明をきく斉藤連隊長（前列左から3人目）と各幕僚（東富士演習場で）

6月7日は計量記念日

私たちはお金と暦と計量と呼んでいます。ところがこと計量は生活に身近すぎて、その大切さ、ありがたさを忘れがちになるものです。そこで六月七日の計量記念日にちなみ、毎日計量の仕事にあたつている計量検定所をたずねてみました同所は計量法という法律によつて社会の計量の安全を守つて、科学的な住みよい国づくりのための仕事をしているところで……

①定期検査

商取引に使う計量器や学校医院の身体検査、調剤など証明に使う計量器の全部を検査します。

②立入検査

使つている計量器や、その使い方、商品の量目などを調べるために店舗に立入る検査をします。

③計量管理

事業所の品質向上、経営の合理化をしてもらうために科学的な計量管理の普及につとめる。

買う人によろこばれる店先の〝はかり〟

遊撃戦闘も指揮

市長さんの一日連隊長

▽…斉藤吉原市長は、去る五月二十六日御殿場市板妻の自衛隊普通科三十四連隊（緒方隊長）から一日司令のまねきをうけ、みごとな連隊長ぶりをみせました。これには副連隊長の渡辺教育長、副官の若林文書課長補佐、幕僚の第一係主任荻野市民課長、第三係主任山本事務所長、第四係主任[illegible]

▽…朝四時三十分吉原市を出発した一行は御殿場市役所原里支所で制服にきがえ同七時四十分、歩硝、警衛隊が挙手の礼でむかえるなかを営門にとうちやくしました。さつそく緒方隊長から一日司令、一日幕僚の辞令をうけ、ひきつづき本部前広場での朝礼に出席、一千名の隊員を前に斉藤司令から訓示、鈴木議長から挨拶がのべられました。

▽…司令室にもどつた斉藤連隊長は各隊からの情報、作戦、兵站（たん）などの申告決裁を手ぎわよくおこない十時から二時間にわたり営内を巡視しました。

午後は本部から二キロ離れた東富士演習場で壮烈な遊撃戦闘を指揮するなど多忙な一日連隊長をつとめました。

福祉事務所長がしたがい、市議会議長も同行しました

住民税はどうして増えるか……

みんなの声

私はD会社につとめ給料だけで生活していますが、このあいだ昭和三十九年度の納税通知書をうけとり、増税されているのにおどろいてしまいました。所得税はそれほど増えていませんが住民税は昨年にくらべだいぶ増えています。その理由をおしえてください。

（須津　会社員36才）

住民税はあなたの前年中の所得額や扶養家族数それに支払いされた社会保険、生命保険料によつて算出されています。このため、人によつて前年より住民税が増えているあるいは減つている人もあります。増えるようなときは、たいてい前年より所得がおおくなつた、あるいは扶養家族数が減つたことがあげられます所得税では、基礎控除や扶養控除額がひきあげられましたが、住民税はそのままになつているので所得が増えれば税金もその分だけ増えてゆくことになるのです。

なお新聞紙上に、住民税がことしからさがる…などの記事がよくのつていました。これは課税方式や税率によつて市町村ごとにまちまちな課税方法がとられ、大部分の市町村が高い税金の方法をつかつていたため法律を改正して低い方法に改められたからです。吉原市はさいしよから低い方法で課税していましたのでそのまま変りありません

（課税課）

ことしの十一月で満七〇才になりますが農業がわたしの名儀になつていると年金がもらえないということを聞きましたがほんとうでしようか。また会社につとめている長男に名儀をかえたいのですが、こうしたときの税金は、私たちのもらう年金額より、増えるでしようか。

（今泉　69才の老人）

あなたの耕作している反別がどれくらいあるのかわかりませんが、それによつては名儀替えをしないでも年金をうけることができます。長男の給与や扶養親族数もわかりませんので税金が増えるかどうかも申しあげられません。こういう問題は年金だけでなく、国税や地方税にも関連するむずかしい問題ですから、くわしいことを聞きませんとお答えできかねますので一度係の方までおでかけください。

（課税・年金課）

債券サギにご用心

さいきん、電話局員というふれこみで電信電話債券をだましとるという事件が発生していますからつぎの点に注意しましよう。

▼電信電話債券は無記名なため、すぐに換金できるようになつていますから、不用意に他人に手渡さないようにしてください。

▼電話局では債券のうけとりや電話料金などの集金に訪問することはありません

▼しらない電話がかかつたばあい、あるいはしらない人がたずねてきたときにはすぐ電話局にれんらくしてください。

生ワク投与

小児マヒの予防

◆該当児

(1)昭和38年3月1日から昭和39年1月31日までに生まれた赤ちゃん

(2)前回までに二回以上投与を受けていない赤ちやん

◆料　金

無料

◆実施日程（カツコないは時間）

6月8日(午後2時～3時)東小学校・橘幼稚園　6月9日（午後2時～3時）吉永支所（午後2時～3時）原田支所　6月10日（午後2時～3時）元吉原幼稚園・鈴川公会堂　6月11日（午後2時～3時）大淵第一小学校(午後2時～3時)神戸小学校　6月12日（午後2時～3時）今泉小学校・伝染病舎　6月13日（午後2時～3時）体育館（午後2時～3時）曙幼稚園

にほん脳炎の予防接種

◇該当児

一期（二回接種）―昭和36年4月1日から昭和37年3月31日までに生まれた人

二期（一回接種）―昭和36年3月31日以前に生まれた人

◇料　金

一回一二〇円

◇時　間

どの会場とも午後2時から3時まで

◇会場名（カツコないは第二回目のもの）

6月15日（22日）―東小学校・橘幼稚園　6月16日（23日）―吉永支所・原田支所　6月17日（24日）―元吉原幼稚園・鈴川公会堂　6月18日（25日）―大淵第一小学校・神戸小学校　6月19日（26日）―今泉小学校・伝染病舎　6月20日（27日）―体育館　曙幼稚園

美術協会展

会期―6月11日～14日

会場―吉原市民会館第一

時間―午前9時～午後6時

但し14日は午後5時

搬入―6月10日午後5時～6時まで(市民会館)

搬出―14日午後5時から

セキリにご注意

ことしは例年になく赤痢の発生がおおく四、五月だけでも二五名にたつしています(去年は七名)

赤痢菌は口から入るので飲食物に特別の注意をはらい、食事のまえにはかならず手を洗うようにこころがけましよう。

年金コーナー

児童扶養手当について

（問い一）児童扶養手当を受けられる家庭を簡単におしえてください。また手続きはどのようにしておこない、いつから支給されるでしようか。

（依田橋・金社員）

（問い二）児童扶養手当については所得の制限がありますか。また月額どのていど支給されるでしようか。

（市場町・農業）

（答え一）

◇この手当ては母子世帯のうちで母子年金、恩給、厚生年金などの公的年金を受けることができない父と生別れしている母子家庭の児童におもに支給されるものです。受給資格は①父母が離婚したのち、父といつしよに暮らしていない児童②父が廃疾（障害者手帳一二級者はほぼ該当）である児童③父が一年以上も行方不明の児童、父から一年以上捨てられている児童④父が拘禁させられているばあいの児童⑥婚姻によらないで生まれた児童で、母が育てているばあい⑤母がいないために他人が養育しているばあいに支給されます。手当てを受けようとするひとは戸籍謄本、住民票の謄本、印鑑を持参して年金課へおでかけください。県知事が資格を認定したばあいは、受け付けた翌月から支給することになつています

（答え二）

◇ご質問のとおり所得の制限があります。

児童扶養手当ては、母や養育しているひとが一年間に二十万円（児童一人につき三万円を加算した額）を越える所得があつたばあいは支給されません。また母や養育しているひとの扶養義務者（五人の扶養親族を基準にする）の所得が年間五三万九千円以上のものについてもやはり支給されません。手当ての月額は一子が千円、二子が千七百円、三子以下は一子につき四百円が加算されます。したがつて児童が三人あるばあいは月額二千百円もらえます

（年金課）